

山形大学大学院農学研究科
新入生並びに父母等の皆様へ

山形大学諸会費納入事務局

諸会費等の納入について

合格おめでとうございます。皆様のご入学を心から歓迎いたします。

さて、ご入学にあたり、下記各団体等に係る趣旨説明書及び会費等の納入についてご案内申し上げます。

これらの団体等は、学生の皆様の教育や課外活動への支援等を通じて、有意義で安全な学生生活を送れるよう設立・運営されているものです。これら諸会費等の納入にあたっては、加入者が一括して納入できるよう、各団体等からの委任に基づき、山形大学内に山形大学諸会費納入事務局を置き、取りまとめることとしております。

つきましては、各団体等の趣旨説明書及びパンフレットをご確認の上、別添「払込取扱票」を利用して納入くださいますようお願い申し上げます。

団体名等	金額	備考
学生教育研究災害傷害保険	2,430円	学研災(2年間) 1,200円 通学特約 550円 付帯賠償(Aコース) 680円
山形大学校友会	10,000円	生涯会費
山形大学農学部後援会	11,000円	
山形大学農学部鶴窓会	25,000円	
合計	48,430円	

*「払込取扱票」の通信欄に必要事項を記入し、最寄りのゆうちょ銀行で入学日の前日までに納入願います。

*払込みの確認や納入後のお問い合わせのために、領収書は必ず保管くださいますようお願いいたします。

諸会費等の納入について

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあつた場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を補償する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被つた場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただきます。保険証書は発行されませんので、合格者用ホームページよりダウンロードいただける保険のご案内は必ず保管願います。

なお、生活面をサポートする保険は、任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学生生活総合保険」等）ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

<問い合わせ先>山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学校友会

山形大学校友会は、山形大学の在学生、卒業生、役員、教職員及び本会の趣旨に賛同いただいた方を会員として、平成18年12月に設立されました。会員数は約3万2千人で（令和5年3月現在）、会長は玉手英利学長です。

本会は、山形大学の発展に寄与するため、学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動を支援するとともに、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする全学組織です。

山形大学コミュニティ



山形大学
Yamagata University

大学の発展に寄与

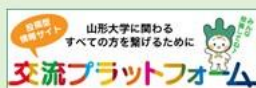
在学生
保護者
(正会員)
後援会
(賛助会員)

教職員
(含む退職者)

卒業生
同窓会
(賛助会員)

その他
山形大学
の関係者

協力・支援関係



山形大学校友会
Yamagata University Alumni Association

各ステークホルダーをサポート

(山形大学の発展に寄与する校友会の事業)

- (1) 学生の修学、課外活動及び就職に対する支援事業
- (2) 大学と保護者との連携に対する支援事業
- (3) 大学の運営に対する支援事業
- (4) 各学部同窓会等に対する支援事業
- (5) 会員相互の親交を図るための事業
- (6) その他必要と認める事業



校友会公認キャラ
「ぎんなちゃん」®

2006年発足の校友会の会員は2023年3月時点で約3万2千人です。

山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



<問い合わせ先>山形大学校友会事務局

TEL : 0 2 3 (6 2 8) 4 8 6 7



山形大学農学部後援会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、山形大学農学部後援会と称する。

第2条 本会は、農学部学生及び大学院農学研究科学生（修士課程）の父母、並びに教職員その他本会の趣旨に賛同する者で組織する。

第3条 本会の事務所は、鶴岡市若葉町1番23号 山形大学農学部内に置く。

(目的及び事業)

第4条 本会は、農学部の教育及び運営に協力し、併せて学生、教職員の福利厚生の上をを図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 大学諸施設への協力
2. 教員及び学生の研究報告出版への協力
3. 学習上の便宜及び奨励並びに課外活動への協力
4. 卒業生の就職斡旋への協力
5. 学生及び教職員の福利厚生事業への協力
6. その他本会の目的に達する必要な諸事業

(役員及び運営)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名
副会長 2 名
理 事 若干名
監 事 2 名
幹 事 1 名
書 記 若干名

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。

第8条 役員選出方法は、次のとおりとする。

会 長 理事会において理事の中から推挙する。
副会長 会員中から会長が委嘱する。
理 事 会員中から会長が委嘱する。
(内2名は、農学部教員から)
監 事 会員中から会長が委嘱する。

幹 事 農学部職員中から会長が委嘱する。

書 記 農学部職員中から会長が委嘱する。

第9条 役員任期は、次のとおりとする。

会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代わる。

理事は本会の重要案件を議定する。

監事は本会の会計を監査する。

幹事は会長の命により会務を処理する。

書記は幹事の命を受けて事務に従事する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は農学部長、その他適任者を推挙する。

(会議)

第11条 本会に、審査決定機関として、理事会を置く。

2 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

3 理事会は、原則として年2回開くものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第12条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

1. 会務の報告
2. 事業計画に関する事
3. 予算及び決算に関する事
4. 規約の改正に関する事
5. 会長の推挙に関する事
6. その他理事会において必要と認められた事項

第13条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第14条 理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計及び帳簿)

第15条 本会の経費は、農学部学生及び大学院農学研究科学生（修士課程）の父母の入会金、会費、その他寄付金をもってあてる。ただし、山形大学農学部を卒業し、

引き続き大学院農学研究科(修士課程)に入学した学生の父母にあつては、入会金の納付を免除する。

- 2 一度納付した入会金及び会費は、いかなる理由があつても返金しない。

(特別会計)

第16条 特別会計は、一般会計とは別に、周年事業の経費支出を目的に毎年繰り入れを行う。ただし、一般会計予算に欠損が生じた場合には、理事会の承認を得て一般会計の補填に使用することができる。

- 2 繰入金額については、一般会計の予算を考慮し、理事会において決定する。

(慶弔)

第17条 学生・保護者及び教職員に不幸があつた場合の経費は、予備費から支出することとし、支出については会長に一任する。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本会には次の帳簿を備える。

1. 会員名簿 2. 役員名簿 3. 会議録 4. 会計簿

附 則

- 1 この規約は、平成7年6月5日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 農林教育振興会規約(昭和22年5月22日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

山形大学農学部鶴窓会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、山形大学農学部鶴窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山形県鶴岡市若葉町1-2-3山形大学農学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡を密にし、親睦をはかり、農学部の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 名簿の発行
- (3) 教育・研究に関する事業及び助成
- (4) 会員の慶弔に関する事項
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 組 織

(組織)

第5条 本会は、第7条に規定する会員を持って組織する。

2 本会に、代議員会・幹事会を設置する。

(支部)

第6条 本会は、支部を置くことができる。

2 支部の区分は、別に定める。

(会員)

第7条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 山形県立農林専門学校及び山形大学農学部の卒業生、
山形大学農学部農学専攻科及び山形大学大学院農学研究科修了生
 - (2) 学生会員 山形大学農学部及び山形大学大学院農学研究科在学学生
 - (3) 特別会員 山形大学農学部教職員（元及び現）
 - (4) 賛助会員 山形大学農学部研修生及び本会趣旨賛同者
- 2 会員は、その住所地を地域とする支部に属するものとする。

第 3 章 代議員及び役員

(代議員)

第8条 本会には、代議員20名以上44名以内を置く。

- 2 代議員は、別表1に定める選出区分ごとに選出する。
- 3 代議員は、代議員会を組織し、本会会則に定める事項のほか、幹事会が必要と認める事項を審議する。
- 4 学生は必要に応じて代議員となることができる。

(代議員の任務)

第9条 代議員は、その属する支部を代表して代議員会に出席して、その議決権を行使する。

(代議員の任期)

第10条 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く

会長	1名
副会長	6名
幹事	25名以内
監事	2名
事務局長	1名

- 2 上記のほか、顧問若干名を置くことができる。

(役員を選任)

第12条 幹事は、別表2に定める選出区分ごとに選出し、代議員会で承認する。

- 2 会長、副会長は、幹事の互選により選出する。
- 3 監事は、代議員会で選出する。
- 4 事務局長は、会長が幹事の中から任命する。
- 5 顧問は、幹事会で推薦し、代議員会で承認し、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はこれに代わる。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会則及び代議員会の議決に基づき本会の業務を執行する。
- 4 幹事は、会長及び副会長を補佐し、代議員会・幹事会の議決に基づき業務を分掌して執行にあたる。
- 5 監事は、財務及び業務執行を監査する。
- 6 事務局長は、本会の円滑な運営を図るため、第23条に規定する事務局の長としての業務を遂行する。
- 7 顧問は、重要事項について諮問に応ずる。また、代議員会に出席して意見を述べるすることができる。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 顧問の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議の種類)

第15条 会議は、代議員会・幹事会とする。

(代議員会)

第16条 代議員会は、代議員、及び役員で構成する。

- 2 代議員会は、会長が招集する。
- 3 代議員会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他重要事項
- 4 代議員会は、原則として毎年5月に開催する。ただし、幹事会がその必要を認めた場合、または代議員の3分の1以上から要請がある場合は、臨時に代議員会を開催しなければならない。
- 5 代議員会は、構成代議員の2分の1以上の出席によって成立するものとする。
- 6 代議員会の議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため、代議員会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第5項および第6項の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。
- 8 代議員会の議長は、その都度、代議員の中から選出する。

(幹事会)

第17条 幹事会は、幹事及び役員で構成する。

- 2 幹事会は、会長が必要に応じて、招集する。
または幹事現在数の3分の1以上から要請がある場合30日以内に臨時に幹事会を開催しなければならない。
- 3 幹事会の議長は、会長とする。
- 4 幹事会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 代議員会に付議する事項
 - (2) 第16条第3項に掲げる事項以外の事項
- 5 幹事会に付議する事項は、開催の7日前までに郵便またはFAXもしくは電子メールにて幹事に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 6 幹事会は、幹事現在数の2分の1以上の出席によって成立するものとする。ただし、幹事会に出席できない幹事で会議前日まで郵便またはFAXもしくは電子メールで意見を表した場合は、出席したものとする。
- 7 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 8 幹事会は、前もって郵便または FAX もしくは電子メールで幹事に通知し、その意見を聞き、幹事会に代行することができる。

第 5 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 18 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第 19 条 本会の財産は、会長が管理する。

- 2 本会の財産について、必要がある場合は、代議員会の議決を経て特別会計を設けることができる。この管理方法については、別に定める。

(会費)

第 20 条 会費は、次のように定める。

- (1) 正会員は、年会費 2,000 円。
 - (2) 学生会員は、入会金 5,000 円及び入学後 20 年間の会費 20,000 円を入学時に納入する。
 - (3) 特別会員及び賛助会員の会費の納入は、随意とする。
- 2 会費を納入した会員に対しては、本会の発行する会報を無償で配布する。

(旅費等経費の支弁)

第 21 条 本会の旅費等の経費は、財産をもって支弁する。その額に関することについては、別に定める。

(事業年度)

第 22 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 事務局

(事務局の任務)

第 23 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

第 7 章 補 則

(議事録)

第 24 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保管しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 会議構成前の幹事、代議員の数

(3) 出席幹事、代議員の氏名（書面表決者、委任者を含む。）

(4) 議決事項及び議事経過の概要

- 2 議事録には、議長及び議長の指名する出席代議員2名の署名捺印の上これを保存する。

(備付帳簿及び書類)

第25条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員・代議員名簿
- (4) 代議員会・幹事会の議事に関する書類
- (5) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産台帳
- (7) 会費徴収台帳
- (8) 寄付台帳
- (9) 表彰台帳
- (10) その他必要な帳簿

(慶弔等)

第26条 本会は、祝意、弔意を表すため慶弔等に関する規程を別に定める。

(表彰)

第27条 本会は、功績顕著な者を表すため、表彰に関する規程を別に定める。

(細則)

第28条 この会則施行について必要な事項に関する細則は、幹事会及び代議員会の議決を経て別に定める。

別表1 代議員の数

支 部	代議員数
1 北海道	2名
2 庄 内	20名
3 最 上	2名
4 村 山	6名
5 置 賜	2名
6 宮城県	2名
7 福島県	2名
8 新潟県	2名
9 関 東	4名
10 関 西	2名

別表2 幹事の数

支 部	幹事数
1 北海道	1名以上
2 庄 内	10名以上
3 最 上	1名以上
4 村 山	3名以上
5 置 賜	1名以上
6 宮城県	1名以上
7 福島県	1名以上
8 新潟県	1名以上
9 関 東	2名以上
10 関 西	1名以上

附 則

本会則は昭和25年3月13日より施行する。

昭和32年	3月31日	改定
昭和53年	10月15日	改定
昭和62年	10月24日	改定
平成元年	6月24日	改定
平成3年	7月6日	改定
平成6年	9月29日	改定
平成14年	7月26日	改定
平成17年	6月12日	改定
平成18年	6月11日	改定
平成19年	3月24日	改定
平成19年	5月26日	改定
平成20年	5月24日	改定
平成22年	5月23日	改定
平成23年	5月22日	改定
平成24年	5月26日	改定
平成28年	5月28日	改定
令和2年	6月1日	改定
令和5年	6月3日	改定